

報告第8号

専決処分の報告について（総合体育館大規模改修（建築）工事（第1体育館）の請負変更契約の締結）

総合体育館大規模改修（建築）工事（第1体育館）の請負変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和6年5月15日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 専 決 処 分 書

次のとおり工事請負変更契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- |               |   |
|---------------|---|
| 1 契 約 の 目 的   | 総合体育館大規模改修(建築)工事(第1体育館)                         |
| 2 変 更 請 負 金 額 | 247,258,000円                                    |
| 3 今回変更による増額   | 858,000円  |
| 4 契 約 の 相 手 方 | 埼玉県久喜市菖蒲町柴山枝郷1090番地2<br>株式会社森工務店<br>代表取締役 森 隆 弘 |

令和6年4月25日

久喜市長 梅 田 修 一